



島根労働局発表  
令和2年10月29日(木)

担当  
島根労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 藤原 修二  
賃金指導官 糸賀 淳一  
TEL 0852-31-1158

### 5業種の島根県特定最低賃金（産業別）が改定されます

島根労働局（局長 倉持 清子）は、特定最低賃金（産業別）5業種の改定手続を行いました。下記のとおり最低賃金が改定されます。

改定内容及び最低賃金制度について、広く周知するとともに、最低賃金の履行確保を図ります。

特定最低賃金（産業別）	時間額	引上額 (前年度)	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	922円	8円 (28円)	0.88%	令和2年11月13日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	898円	4円 (27円)	0.45%	令和2年11月27日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825円	3円 (22円)	0.36%	令和2年11月21日
自動車・同附属品製造業	887円	8円 (20円)	0.91%	令和2年12月5日 (予定日) ※
自動車（新車）小売業	872円	7円 (27円)	0.81%	令和2年11月29日 (予定日) ※
百貨店、総合スーパー	令和2年10月1日から島根県最低賃金(792円)が適用されています。（令和2年10月現在改定が行われていないため）			

※「自動車・同附属品製造業」及び「自動車（新車）小売業」については、決定の公示の日から30日後に効力が発生します。

(別紙)

島根労働局では、最低賃金制度及び最低賃金の改正内容について、確実な履行確保を図るため、広く県民に周知するとともに、関係機関に対して最低賃金法の遵守を呼びかけます。

## 1 最低賃金制度

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

島根県特定最低賃金（産業別）は、例年、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成されるそれぞれの業種の島根地方最低賃金審議会専門部会において慎重に審議が行われ、改正決定されています。

## 2 最低賃金の種類

最低賃金には、以下のとおり「地域別最低賃金」と「特定最低賃金（産業別）」があります。

なお、労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高いものが適用されます。

### (1) 地域別最低賃金（島根県最低賃金）

地域別最低賃金は、都道府県に1つ定められているもので、産業や職種に関わりなく、事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

### (2) 特定最低賃金（産業別）

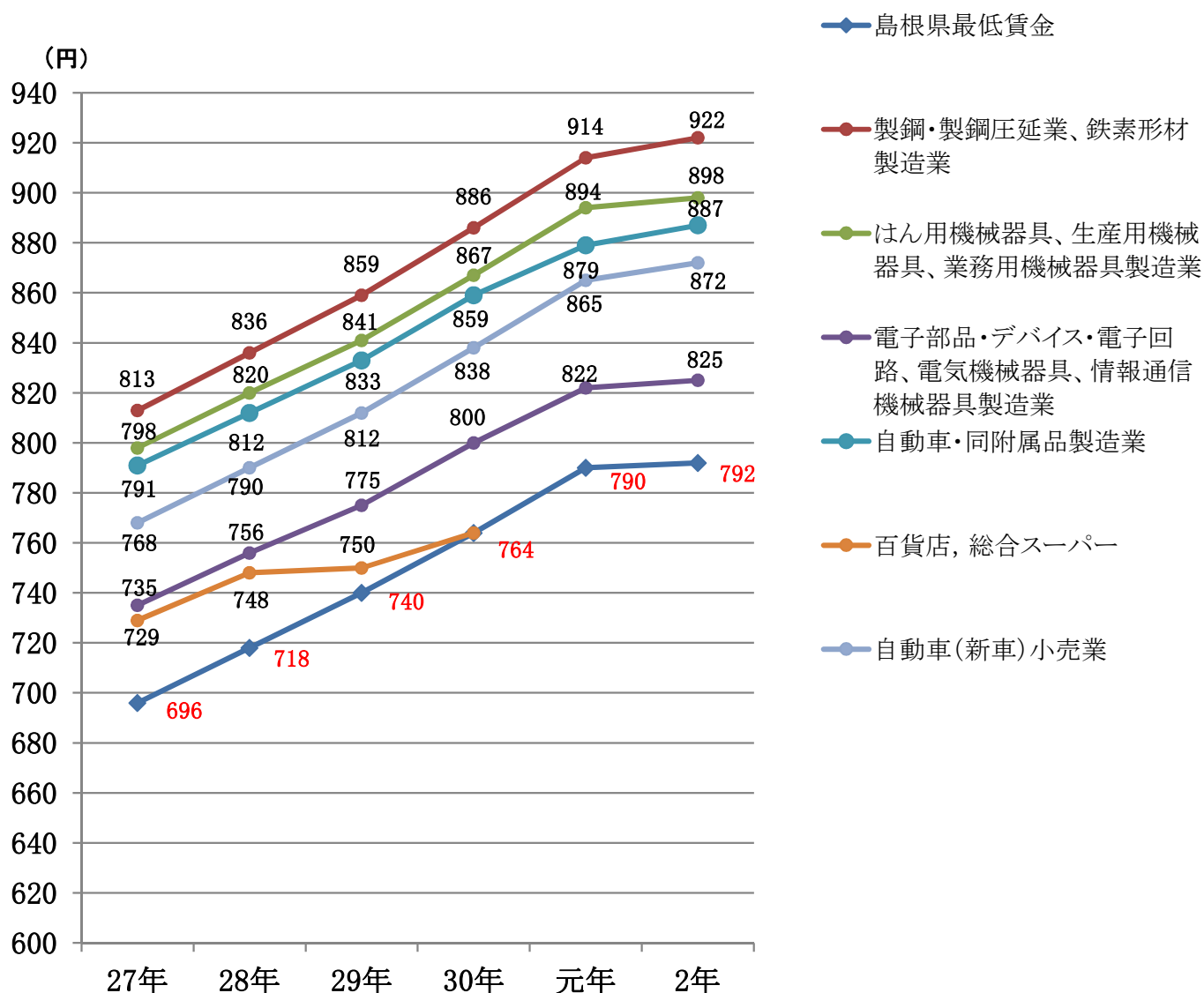
特定最低賃金（産業別）は、関係労使が地域別最低賃金より高い金額の特定最低賃金（産業別）を定めることが必要と認めた産業について、当該産業の基幹労働者とその使用者に適用されるもので、都道府県ごとに定められています。

島根県においては、以下の6業種の特定最低賃金（産業別）が定められています。

- ① 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属品製造業
- ⑤ 百貨店、総合スーパー
- ⑥ 自動車（新車）小売業

### 3 過去5年間の改定状況

	27年	28年	29年	30年	元年	2年
島根県最低賃金	696円	718円	740円	764円	790円	792円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	813円	836円	859円	886円	914円	922円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	798円	820円	841円	867円	894円	898円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	735円	756円	775円	800円	822円	825円
自動車・同附属品製造業	791円	812円	833円	859円	879円	887円
自動車(新車)小売業	768円	790円	812円	838円	865円	872円
百貨店、総合スーパー	729円	748円	750円	改定なし	改定なし	改定なし (R2.10現在)



#### 4 特定最低賃金（産業別）適用対象者数

	事業所数	対象者数
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	15	2,509人
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	124	3,169人
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	63	6,929人
自動車・同附属品製造業	28	2,048人
百貨店、総合スーパー	20	2,964人
自動車（新車）小売業	209	2,127人

資料出所：総務省統計局「平成28年経済センサスー基礎調査」

自動車（新車）小売業は、「平成29年島根労働局事業所調査」

※上記調査結果に島根労働局で調査した結果を反映

#### 5 中小企業・小規模事業者への支援事業

##### (1) 専門家派遣・相談等支援事業

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、賃金の引上げ等環境整備を図る事業を行う島根働き方改革推進支援センター（一般社団法人島根県経営者協会内）において、中小企業・小規模事業者の経営課題と労務管理の無料の相談と専門家派遣を行います。

##### (2) 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

##### (3) キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

(添付資料)

- ①島根県の最低賃金
- ②島根県の最低賃金経年表（時間額）
- ③地域別最低賃金及び特定最低賃金（産業別）審議の流れ
- ④「業務改善助成金」のご案内（リーフレット）
- ⑤キャリアアップ助成金のご案内（リーフレット）
- ⑥働き方改革推進支援センター（リーフレット）

## 島根県の最低賃金

地域別最低賃金 効力発生日：令和2年10月1日

島根県最低賃金	時間額 792円	島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます
---------	----------	--------------------------------------

### 特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。

なお、「自動車・同附属品製造業」及び「自動車(新車)小売業」については、官報公示後に効力発生日が確定します。

特定最低賃金（産業別）件名	最低賃金額 時間額	効力発生日	特定最低賃金（産業別）の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
製鋼・製鋼圧延業、鉄素 形材製造業	922円	R2.11.13	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次の業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は整理の業務 ② 選別、検数、結束又は包装の業務 ③ 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④ 手作業による運搬の業務 ※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	898円	R2.11.27	
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	825円	R2.11.21	
自動車・同附属品製造業	887円	R2.12.5 (予定日)	
自動車(新車)小売業	872円	R2.11.29 (予定日)	
百貨店、総合スーパー	令和2年10月1日から島根県最低賃金(792円)が適用されています。 (令和2年10月現在において改定が行われていないため)		

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

※ 詳しくは、島根労働局賃金室（TEL0852-31-1158）又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

松江労働基準監督署

TEL0852-31-1166

出雲労働基準監督署

TEL0853-21-1240

浜田労働基準監督署

TEL0855-22-1840

益田労働基準監督署

TEL0856-22-2351

島根県の最低賃金経年表(時間額)

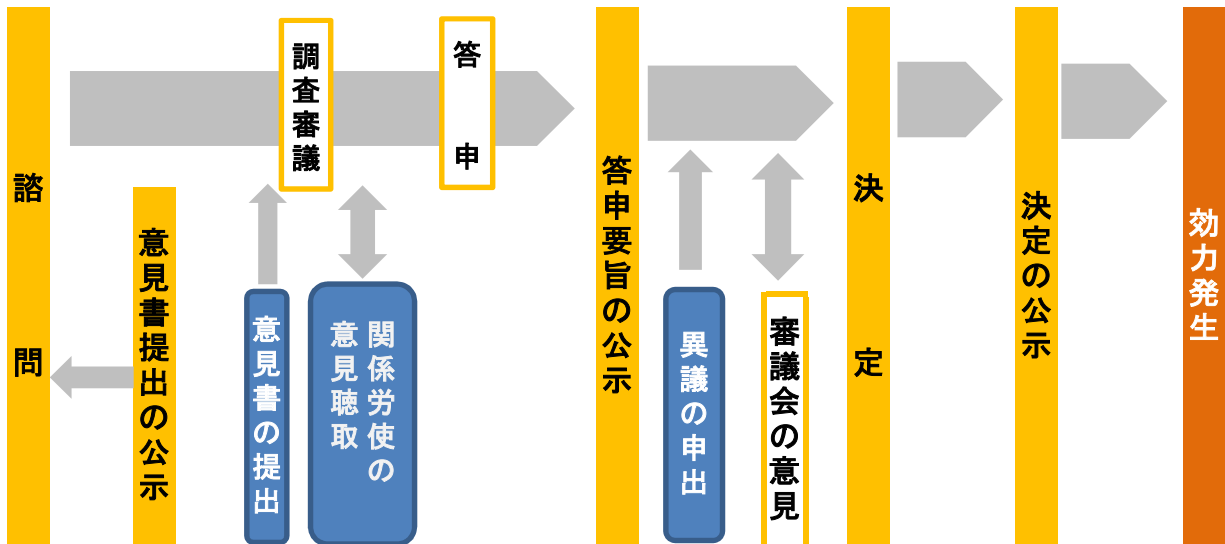
効力発生年	島根県最低賃金		製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鋼)		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(はん用機械等)		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械等)		自動車・同附属品製造業(輸送機械)		自動車(新車)小売業(自動車小売)		百貨店、総合スーパー(百貨店)	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
平成元年	451	18	—	—	—	—	454	—	—	—	—	—	—	—
2年	472	21	522	—	522	—	475	21	522	—	497	—	496	—
3年	496	24	547	25	547	25	500	25	548	26	522	25	521	25
			577	30	575	28			576	28	550	28	550	29
4年	516	20	603	26	600	25	529	29	602	26	574	24	574	24
5年	533	17	622	19	619	19	570	18	621	19	592	18	592	18
6年	546	13	638	16	635	16	585	15	637	16	611	19	609	17
7年	558	12	653	15	650	15	599	14	652	15	625	14	623	14
8年	570	12	667	14	664	14	613	14	666	14	640	15	637	14
9年	582	12	682	15	679	15	626	13	681	15	654	14	652	15
10年	592	10	695	13	692	13	638	12	694	13	666	12	664	12
11年	598	6	701	6	699	7	645	7	700	6	673	7	670	6
12年	603	5	707	6	705	6	650	5	706	6	678	5	675	5
13年	608	5	712	5	710	5	655	5	711	5	684	6	680	5
14年	609	1	714	2	712	2	655	0	713	2	686	2	682	2
15年	609	0	715	1	713	1	658	3	714	1	687	1	683	1
							660	2						
16年	610	1	717	2	714	1	662	2	715	1	688	1	684	1
17年	612	2	720	3	717	3	662	0	718	3	690	2	685	1
18年	614	2	724	4	720	3	665	3	722	4	692	2	687	2
19年	621	7	734	10	729	9	668	3	731	9	700	8	694	7
20年	629	8	744	10	736	7	677	9	738	7	705	5	700	6
21年	630	1	746	2	737	1	685	8	739	1	706	1	701	1
22年	642	12	753	7	741	4	688	3	743	4	706	0	704	3
23年	646	4	757	4	744	3	693	5	746	3	711	5	704	0
							696	3			714	3		
24年	652	6	763	6	750	6	700	4	751	5	720	6	704	0
25年	664	12	775	12	761	11	707	7	760	9	732	12	704	0
26年	679	15	793	18	778	17	718	11	772	12	749	17	704	0
27年	696	17	813	20	798	20	735	17	791	19	768	19	729	25
28年	718	22	836	23	820	22	756	21	812	21	790	22	748	19
29年	740	22	859	23	841	21	775	19	833	21	812	22	750	2
30年	764	24	886	27	867	26	800	25	859	26	838	26	—	—
令和元年	790	26	914	28	894	27	822	22	879	20	865	27	—	—
2年	792	2	922	8	898	4	825	3	887	8	872	7	—	—

(注)1年間に2回金額改訂された最低賃金があります。

地域別最低賃金及び特定最低賃金(産業別)審議の流れ

- 地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

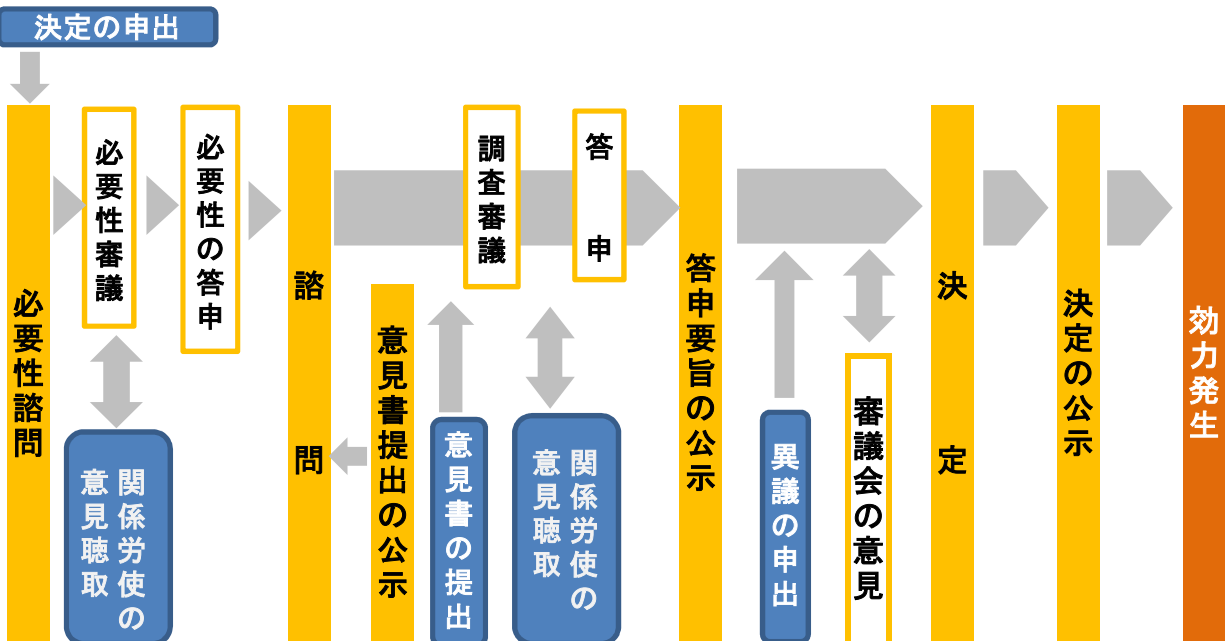
■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

- 特定最低賃金(産業別)は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく特定最低賃金(産業別)



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

都道府県労働局長が行う事項

最低賃金審議会が行う事項

労働者又は使用者が行う事項



# 「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

## 概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
					【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)
					【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

## お問い合わせ先

- ◆ 島根労働局 雇用環境・均等室 TEL：0852-20-7007
- ◆ 島根働き方改革推進支援センター TEL：0120-514-925

## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、島根労働局 雇用環境・均等室 です。  
〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 5F TEL:0852-20-7007

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～・業務改善助成金の活用事例～

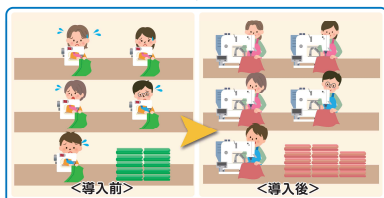
### 業務改善

#### 事例 1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・ 縫製パターンの多様化

**企業概要**  
【所在地】若手県 【従業員数】29人  
【事業内容】繊維製品製造業  
【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、**助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。**

縫製作業の作業効率を上げたい



1日あたりの生産量が4割増大

**<独自の工夫>**  
トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

**実施内容** 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

**成果** 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

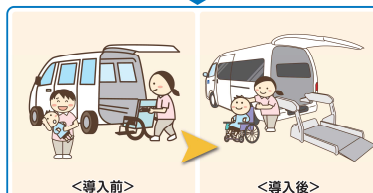
### 業務改善

#### 事例 2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・ 人員配置の効率化

**企業概要**  
【所在地】茨城県 【従業員数】9人  
【事業内容】放課後デイサービス  
【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっている状況でした。そこで、**助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。**

送迎作業にかかる時間を短縮することで、  
利用者サービスを向上したい



5分～10分の乗降時間短縮と人員効率化

**<独自の工夫>**  
風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

**実施内容** 利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

**成果** 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

## キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（1人当たり）	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若しくは若者雇用促進法に基づき認定事業主であって、対象者が35歳未満の場合、 ①：1人当たり9万5,000円<12万円>（大企業も同額）加算、 ②③：4万7,500円<6万円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり9万5,000円<12万円>（大企業の場合、7万1,250円<9万円>）加算		
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>
		4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
		11～100人 * 1人当たり	2万8,500円<3万6,000円>	1万9,000円<2万4,000円>
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	4万7,500円<60,000円>	3万3,250円<4万2,000円>
		4～6人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>
		7～10人	14万2,500円<18万円>	9万5,000円<12万円>
		11～100人 * 1人当たり	1万4,250円<1万8,000円>	9,500円<1万2,000円>
※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合、 ①：1人当たり1万4,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合 ①：1人当たり2万3,750円<3万円>加算、②：1人当たり1万2,350円<1万5,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）加算				
健康診断制度コース	有期雇用労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>	
		※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（大企業の場合、1.5万円<1.8万円>）加算		
諸手当制度共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
		※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（大企業の場合、1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（大企業の場合、12万円<14.4万円>）加算		
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合	(1事業所当たり)	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算		
		2%以上3%未満	1万9,000円<2万4,000円>	1万4,250円<1万8,000円>
		3%以上5%未満	2万9,000円<3万6,000円>	2万2,000円<2万7,000円>
		5%以上7%未満	4万7,000円<6万円>	3万6,000円<4万5,000円>
		7%以上10%未満	6万6,000円<8万3,000円>	5万円<6万3,000円>
		10%以上14%未満	9万4,000円<11万9,000円>	7万1,000円<8万9,000円>
14%以上	13万2,000円<16万6,000円>	9万9,000円<12万5,000円>		
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長	22万5,000円<28万4,000円>	16万9,000円<21万3,000円>
		労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成 ※基本給を一定額以上昇給している必要があります。		
		1時間以上2時間未満	4万5,000円<5万7,000円>	3万4,000円<4万3,000円>
		2時間以上3時間未満	9万円<11万4,000円>	6万8,000円<8万6,000円>
		3時間以上4時間未満	13万5,000円<17万円>	10万1,000円<12万8,000円>
4時間以上5時間未満	18万円<22万7,000円>	13万5,000円<17万円>		

◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

# 『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

## 働き方改革推進支援センター

### 「働き方改革推進支援センター」って何？

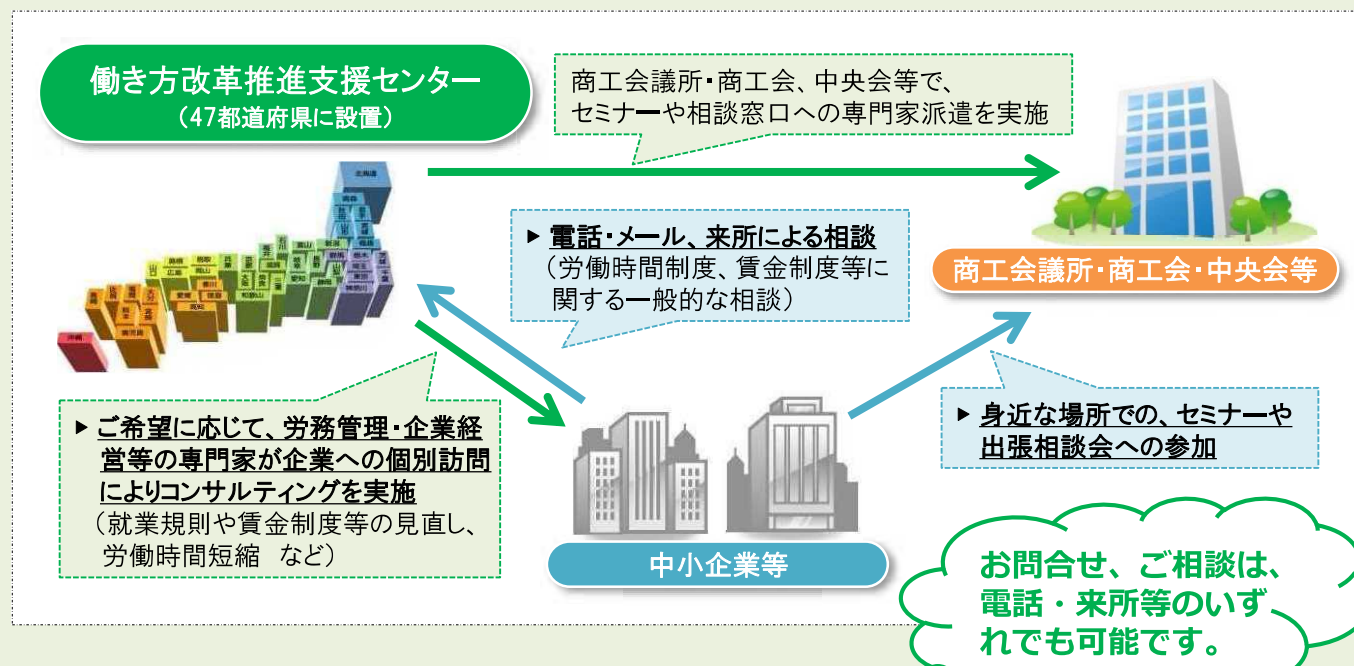
「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① **長時間労働の是正**
- ② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**
- ③ **生産性向上による賃金引上げ**
- ④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、  
以下のようなことを  
総合的に検討して支援！

- ・企業の実態に即した労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



令和2年度働き方改革推進支援センター連絡先一覧

センター名	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市青柳2-2-6	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北2-10-17	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1-3-43	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸2丁目2-27 リパティ三の丸 2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館4階	0120-17-4864
東京働き方改革推進支援センター	新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル1階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1丁目12番地8号 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター富山	富山市桜橋通り6番11号 富山フコク生命第2ビル 5階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階(ふくいジョブステーション)	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM 2階	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地1 静岡産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市中千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内)	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2丁目209 セキゴン第2ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階 滋賀経済産業協会内	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区亀屋町167-1 ディ・ピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	0120-731-715
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1-152 SGビル4階	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3丁目1番15号 商工会議所ビル1階	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5-7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8階	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分市府内町1-4-16 河電ビル202号	0120-450-836
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎市橘通東4-1-4宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-781